

水道のことは水道局まで ☎ 83-4111

水とくらし



◎水道事業と簡易水道事業の統合

4月1日から、2つの簡易水道事業（平原・片尾畑地区、鋳物師屋・西山地区）を水道事業に統合しました。簡易水道事業は、事業規模が小さく経営的に不安定であるため、水道事業に統合し、健全な運営を維持し「安心・安全」な水道水を提供します。

◎統合による水道料金等

事業の統合による新たな手続きはありません。水道料金の変更や支払い方法（納付書、口座振替）の変更もなく、利用開始・休止などの手続きについても従来と変わりません。

- **水道事業**…給水人口が5,000人を超えるものをいい、地方公営企業法に基づき運営
- **簡易水道事業**…給水人口が100人を超え、5,000人以下であるもの

閩水道局総務課（☎ 83-4587）